

1～3類感染症等

(火葬許可証の死因欄に記載)

死亡診断書の死因が下記に該当する場合は、火葬許可証の死因の欄の一類感染症等に○を付けてください。

(1) 1類感染症

エボラ出血熱
クリミア・コンゴ出血熱
痘そう
南米出血熱
ペスト
マールブルグ病
ラッサ熱

(2) 2類感染症

急性灰白髄炎
結核
ジフテリア
重症急性呼吸器症候群 (SARS)
中東呼吸器症候群 (MERS)
鳥インフルエンザ (H5N1型)

(3) 3類感染症

腸管出血性大腸菌件症
コレラ
細菌性赤痢
腸チフス
パラチフス

出生届を受け取る場合の諸注意

◎必要書類

出生届 1通

◎確認事項

1. 出生証明書（出生届の右半分）に証明者（医師または助産師など）の住所と記名または署名があるか確認。
※医師または助産師などの記名があれば、押印がなくても受領可能
2. 届出人欄は、子の父母のどちらかになっているか。
父母婚姻中であれば、できれば「父」の方が良い。
婚姻中でなければ「母」が届出人。
5. 届出人の署名があるか（押印の義務は無いが、任意での押印は可能）。
6. 国勢調査のある年の4月1日から翌年3月31日の間に生まれた子については、その父母の職業を記入してもらう。
7. 母子健康手帳の出生証明については、時間外で証明ができないので、近日中に来庁してもらう旨を伝える。
8. 必ず連絡先を聞く。（昼間に連絡がとれる連絡先）

婚姻届を預かる場合の諸注意

◎ 必要書類

婚姻届 1通

◎ 確認事項

1. 婚姻後の夫婦の氏をどちらにするかチェックしてあるか。(夫の氏か妻の氏) ←重要
2. 新しい本籍地の記載があるか。
(日本全国住所番地番がある所ならどこでも本籍地を置くことができます。)
3. 届出人の署名があるか
4. 成人2人の証人の記載・署名があるか。
夫・妻の両親が証人となってもよい。
5. 国勢調査のある年の4月1日から翌年3月31日の間に届出された婚姻届については夫妻の職業を記入してもらう。
6. 連絡先を必ず聞く。(昼間に連絡がとれる連絡先)

離婚届を受け取る場合の諸注意

◎ 必要書類

- 離婚届 1通
- 確定証明書等 1通（離婚の種別が調停・審判・判決の場合のみ）

◎ 確認事項

1. Aー婚姻の際に氏を改めた者が「もとの戸籍にもどる」もしくは、「新しい戸籍をつくる」を選択し、本籍地及び筆頭者の氏名を記載してあるか。（氏は旧姓にもどる）
Bー婚姻中の氏を引き続き使用したい場合は、同時に戸籍法77条の2の届出をしてもらう。
2. 未成年の子がいる場合、親権を行う方に子の氏名を記載する。
親権者を決めても子の戸籍に変動はない旨を伝える。（家庭裁判所の許可が必要）
「面接交流」「養育費の分担」のチェックの有無を確認し、なければチェックをするよう依頼。
（チェックをしない場合でも受け取ってください）
パンフレット「子どもの健やかな成長のために」を渡す
3. 届出人の署名があるか（押印の義務はないが、任意での押印は可能）。
4. 協議離婚の場合、成人2人の証人の記載・署名があるか（押印については同上）。
夫・妻の両親が証人となってもよい（押印については、同上。任意で押印する場合で、同じ氏の証人の場合は、別々の印鑑を使用してもらうこと）。
5. 国勢調査のある年の4月1日から翌年3月31日の間に届出された離婚届については、夫妻の職業を記入してもらう。
6. 連絡先を必ず聞く。（昼間に連絡がとれる連絡先）
7. 令和8年4月1日から、離婚届の様式が変更されているが、当面の間は旧様式を用いてもよい。
ただし、未成年の子がいる場合は別紙への記載も必要となり、それぞれの届出人の署名が必要となる。

